

【資料1】

第1回愛荘町空家等対策協議会の振り返り（適正管理について）

- ・日 時 令和6年10月9日（水）18:30～20:00
- ・場 所 本庁舎3階 第2委員会室にて

1、管理不全空家等について

管理不全空家等の位置づけと特定空家等との関連性、また、管理不全空家等認定基準の県内市町の策定状況を紹介し、次回会議で認定基準を提示することを報告しました。

2、解体補助金制度創設について以下の意見をいただきました

- ・解体補助制度について、財源は結局、町の税金であり私たちが負担することであるが、やらなければならないので補助制度は実施したほうがよい。
- ・特定空家等に認定されるまで放置すればお金がもらえる、行政が何とかしてくれると思うモラルハザードが起きないようにしなければならない。

■相続登記加算について

- ・加算措置は補助金対象にならないのであれば、限られた予算なので町の負担とならないようにしたほうがよい。
- ・法的に義務化され、過料等の罰則もあるため、加算措置は必要ないと思う。

■補助対象者にかかる収入要件について

- ・収入にかかる条件について、愛荘町に対し税金を滞納していないという条件が前提にある。税金を払えない方々の方が金銭的に困っておられると思うため加算措置は必要ないのではないか。

■特定空家等解体後の土地にかかる固定資産税の軽減措置について

- ・収入条件をここに設けることはどうか。
- ・管理されている空家を解体された方との間の不公平感がないか。

■その他の意見

- ・空家の報告をしているがフィードバックはどうなっているか。
- ・できるだけ収入の少ない方に手を差し伸べるために補助は必要であるが、本来は行政の手を借りずに自分の責任でしっかり対応することが大切である。
- ・特定空家等手前の管理不全空家等が多くなっており、町の財源も限られたなかで補助金は難しい問題と感じる。しかし、すぐに空家を解体できないのはお金の問題も大きいと思うので補助制度はあるとよいと思う。

このような意見をいただき、別紙の資料をまとめました。